

マスクフィットテスト実施者養成研修 案内書

法律根拠

- ・特定化学物質障害予防規則が改正され、金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業者に対して、1年以内ごとに1回、呼吸用保護具（マスク）のフィットテストを実施することが義務付けられました（施行日は令和5年4月1日）。
- ・このフィットテストは、通達において、フィットファクタ（呼吸用保護具の面体と労働者の顔面との密着の程度を示す係数）の精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきとされており、フィットテストを実施する者（フィットテスト実施者）に対して十分な知識及び技能を付与することが求められるとされ、フィットテスト実施者に対する教育カリキュラムや具体的な実施方法が示されています。
- ・本養成研修は、通達に基づき、事業場内においてフィットテスト実施者を選任するための内容となっております。フィットテスト実施者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。



受講資格

特に制限はありません。

受講科目・講習時間

フィットテストに関する知識(0.5H)、フィットテストの方法に関する知識(1H)、(実技)フィットテストの準備方法(1H)、(実技)フィットテストの実施方法(2.5H)

マスクフィットテスト 義務化

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般：受講料 24,200円、テキスト代 1,100円、合計 25,300円
- 会員：受講料 20,900円、テキスト代 1,100円、合計 22,000円